

別表(第3条、第7条、第8条関係)

1 対象事業		2	3	4	5	6	7	8	9
細事業	内容	事業実施主体	補助対象経費	間接補助率	間接交付主体	補助率	限度額 (補助金)	重要な 変更	その他
産地発展 成長(一 般)	主要園芸品目の産地を維持・発展させるためのJA等による取組支援	JA、JA生産部、 全農	(1)主要園芸品目に係る農作業用共同機械(リースを含む。)、出荷調整機械、集出荷施設の改良、パイプハウス(リースを含む。)の導入に要する経費 (2)主力産地づくりに必要な経費(資材費、灌水設備等) (3)農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置、販路開拓に要する経費等 ※トラクター、軽トラック等車両、農業以外に利用可能な汎用性のある機械及び建物は除く。 ※パイプハウスの導入にあたっては鳥取型低コストハウスの導入に努めることとする。 ※農業用井戸の設置工事費等は次の取扱とする。 ・工事の結果、水が出ない等井戸として利用できない場合は、事業対象外とし、全額自己負担とする。 ・井戸を掘る際の調査委託業務(工事は別)も事業対象とするが、調査ボーリングは1回のみ対象とする。 ・調査委託業務による調査ボーリングで、水が出ない等の結果となった場合もその費用は事業対象とする。	1/2 又は 第6欄の率 (複数市町村 にまたがる場 合)	市町村	1/3	20,000千円/JA(生産部含む。) ※パイプハウス導入における間接補助対象経費の限度額は、次のとおりとする。 (1)ハウス面積240㎡未満 耐雪型:13,200円/㎡、 通常型:11,200円/㎡ (2)ハウス面積240㎡以上～ 300㎡未満 耐雪型:12,400円/㎡、 通常型:10,400円/㎡ (3)ハウス面積300㎡以上 耐雪型:11,600円/㎡、 通常型:9,900円/㎡ ※農業用井戸の設置における間接補助対象経費の限度額は、2,000千円/本とする。	補助金 の増額	・パイプハウス等の農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した農業者は園芸施設共済又は民間の建物共済や、損害補償保険等(天災に対する補償を必須とする。)に加入するものとする。
産地発展 成長(全農 広域)		全農 ※複数市町村に またがる広域の 取組の場合				1/3			
産地規模 拡大(産 バ)(※1)	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの規模拡大等のための機械、資材等の導入支援	JA、生産組織、 農業者、法人等	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの規模拡大や省力化・効率化、単収向上、品質向上に必要な機械、資材等のリース導入又は導入整備に必要な経費等 なお、(産バ)タイプについては、産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱(令和4年12月12日付4農産第3506号農林水産事務次官依命通知)別記2の別紙1収益性向上対策の事業内容等 I 基金事業1生産支援事業(4)及び別紙2生産基盤強化対策の事業内容等 I 基金事業3農業機械の再整備・改良(4)に記載されている助成対象経費であること。	2/3	市町村	2/3			・国の産地生産基盤パワーアップ事業(以下「国事業」という。)の対象となる場合は、優先して国事業を活用しなければならない。
産地規模 拡大(一 般)(※2)		生産組織、農業者、 法人	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの上記に準ずる(国)産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組及び施設整備等	1/2 又は 第6欄の率 (※3)		1/3			
基盤整備・ 土地改良	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの農地の良好な生産環境維持及び条件整備・廃園対策	JA、生産組織、 農業者、法人	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの農地の良好な生産環境維持及び条件整備・廃園対策(基盤整地・土壌改良(石礫除去・用水施設等)、果樹棚(ハウス)撤去・老木撤去・除根等)、荒廃農地の再生等	任意	市町村	市町村が負担する率と同率(上限1/2)			・農用トラクター(乗用型、歩行型)のうち令和7年度以降新たに販売される型式のものについて導入する場合、安全性検査に合格したものの中から選定する。
革新的技術 導入実証	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの生産性を向上させるための技術普及支援	JA、生産組織、 法人	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの単収向上、省力化、規模拡大、資材の低コスト化、後作・輪作品目の推進・導入のための実証展示ほの設置・運営、新技術の実証等にかかる経費(種苗費、生産資材費、新技術導入に係る経費、販路開拓に係る経費(旅費等))	任意	市町村	1/2			
広域組織 連携	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの広域的な組織連携活動支援	JA、全農、生産 組織	白ねぎ・ブロッコリー・らっきょうの共販体制や出荷基準変更の検討、地域間交流の活動、産地間ネットワークの構築強化等の広域的な組織活動に係る経費(会議、技術研修会等の開催、先進産地・主要市場の視察等に必要経費等)			1/2			
園芸品目 暑熱対策	園芸品目の高温障害対策の実証・導入支援	JA、生産組織、 法人	近年の夏季の高温による課題を解決するための、園芸品目の栽培ほ場や調製作業場等における昇温抑制資材、灌水設備、冷房設備等の実証に要する経費(導入効果が複数年継続して見込まれる生産資材、灌水設備等の導入に係る経費)	1/2	市町村	1/3	600千円/事業実施主体(※4)		

(※1) 産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱(令和4年12月12日付4農産第3506号農林水産事務次官依命通知)別表の採択要件を満たす取組に適用する。

(※2) (国)産地生産基盤パワーアップ事業対象外の取組とする。

(※3) 居住地と営農地が異なり、市町村負担が明確に区分できない等のやむを得ない理由がある場合に限り、市町村負担を任意とすることを認める。

(※4) 園芸品目暑熱対策の事業実施主体が生産組織である場合における本補助金の限度額は、当該生産組織内の取組者1戸当たり600千円とする。

(※5) 補助対象経費のうち工事請負費及び委託費については、県内事業者が施行し、又は実施したものに限る。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。